

令和5年 第8回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月28日 (月) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 井野内由美子
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 幸森 秀樹 松本 邦彦 白木 洋 染田 通明 金丸 基治
7. 議案日程
議案第 20号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 21号 農地の転用申請の件について
議案第 22号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は7番委員と8番委員です。

よろしくお願い致します。

『議案第20号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。

事務局長

議案第20号 現況証明(非農地証明)の発行の件について説明致します。議案書の2頁をご覧ください。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。申請件数2件の3筆です。申請番号1、場所は大字加草字迫ノ前の1筆です。地目は畑、面積は106㎡です。判定地目、利用状況ともに宅地です。続きまして、申請番号2、場所は大字門川尾末字柳ノ瀬の2筆です。地目は田、面積は合計で1,686㎡です。判定地目、利用状況ともに山林原野です。4頁をご覧ください。加草二区公民館から丸山川を挟んだ対岸の若宮神社の南方向に申請番号1の農地があります。6頁をご覧ください。分蔵大橋の南東方向に申請番号2の農地があります。以上、審議を求めます。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。8月21日に岡田係長の案内で、津島委員、川崎委員、私の

染田推進委員 4名で現地調査を行いました。場所は、加草地区の加草共同もみすり場の左奥の位置で、地目は畑であります。住宅を含む敷地内で、ブロックに囲まれた中にあり、現況は宅地となっております。審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 推進委員の白木です。8月21日に岡田係長の案内で、金丸委員、児玉委員、松本推進委員、私の5名で現地確認を行いました。最下流域に所在する土地で、地目は田となっておりますが、現況は雑種地と判断しました。2～3年前までは、近所の方がWCSを栽培していました。もうひとつの地番の方は笹竹が発生しており、近年のうちに、竹藪になるこの地域は、洪水時は水没する土地でもあり、耕作するには適した所ではありません。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。申請番号2についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。続いて、『議案第21号 農地の転用申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第21号 農地の転用申請の件について説明致します。議案書の7頁をご覧ください。農地法第4条の許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の1筆です。場所は、大字加草字中村で地目は畑、面積は544㎡です。住宅建築を目的とした転用申請です。9頁をご覧ください。中村公民館の南西方向に申請の農地があります。以上、ご審議願います。

議長 事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員 推進委員の染田です。8月21日に岡田係長の案内で、津島委員、川崎委員、私の4名で現地確認を行いました。前回、所有権移転のあった場所で地目は畑ですが、現況は雑種地に近い状況です。所有者より農地転用の申請が出ております。周辺に問題もないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。

藤本委員 この辺りは、農振は外れてますか。

事務局 農振は外れています。

藤本委員 事務局に伺います。農振地域、調整区域など色分けした図面はないんですか。

事務局 議案書の表の中で、農振という項目があります。農振地であればこの項目に記載します。地図に記入まではしていないので、項目を確認していただければと思います。

藤本委員 調整区域とかは、表の項目の中に入れることは可能ですか。

事務局 調整区域であれば、表の中の備考欄に調整区域・市街化区域など記入する事ができます。市街化区域内であれば農地法第4条の届出の案件で報告事項としてあがるのでそちらの方でも確認ができるかと思えます。今回のご意見は参考にさせていただきます。

議長 他にご意見はございませんか。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第22号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見について説明します。(別紙資料)
農林水産課の農政係が策定している、構想になります。こちらは定期的に改正等を行うことになっております。改正にあたり、関係機関等の意見照会が必要となっているということです。今回は、農業委員会への意見照会が必要です。ページが多いですが、朱書きで示した箇所が今回の改正箇所であります。全体を通して大きな変更点は、「人農地プラン」の名称が、令和5年4月から「地域計画」と名称が変わり、その内容も変更等が生じたのでそちらに関する箇所を改正しています。簡単にはなりますが、説明は以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。委員のご意見はございませんか。

兒玉委員 これは、門川町の構想ではありますが、国の様式があるのですか。

事務局 様式が県などから示されていると、農政係から聞いています。

議長 次回の定例総会で議決でいいか。

事務局 今月中に、回答をするように言われております。時間がないですが、今回の総会で同意かどうか決めていただきたいです。

議長 他にご意見はありませんか。ないようです。賛成の方、举手願います。全員賛成です。以上を持ちまして、令和5年第8回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年8月28日
議事録署名人

7 番委員 佐田 道治

8 番委員 川崎 正義